

岩美町告示第93号

岩美町居住安定援助賃貸住宅の認定等に関する要綱を次のように定める。

令和7年12月1日

岩美町長 長戸清

岩美町居住安定援助賃貸住宅の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、居住安定援助賃貸住宅事業の認定に関する事務の取扱いについて、岩美町内における居住安定援助賃貸住宅の認定制度の実施に関し必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(認定の申請)

第2条 法第40条第1項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令で定める認定申請書（省令別記様式第2号）により町長に申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、省令第8条第1項第1号から第8号までの書類を添付しなければならない。なお、令第8条第1項第8号に規定する町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 居住安定援助の内容の概要図（様式第1号）
- (2) 居住安定援助と同様の一般向けサービスに係る契約条件

や利用料が分る契約書等（一般向けサービスを実施している場合に限る。）

（3）その他、町長が審査のために必要と認める書類
(認定の通知)

第3条 町長は、法第41条第1項の認定を行ったときは、居住安定援助計画認定通知書（居住サポート住宅情報提供システムの出力様式（以下「システム様式」という。））により、申請者に通知するものとする。

(認定の基準に適合しない旨の通知)

第4条 町長は、法第41条の規定により認定の申請が基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、居住安定援助賃貸住宅事業認定基準不適合通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(認定の拒否の通知)

第5条 町長は、法第42条の規定により認定を拒否したときは、居住安定援助賃貸住宅事業認定拒否通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 申請者は、認定前に申請を取り下げるときは、居住安定援助賃貸住宅事業認定申請取下げ書（様式第4号）により、町長に届け出るものとする。

(認定事項の変更)

第7条 第3条の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた事項に変更があったときは、法第44条第1項の規定により省令で定める居住安定援助計画の変更申請書（省令別記様式第4号）により、町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の変更を認定したときは、居住安定援助計画の変更認定通知書（システム様式）により、申請者に通知するものとする。

(地位の承継)

第8条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定住宅の敷地の所有権その他当該認定住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、法第45条の規定により省令で定める認定事業者の地位の承継に係る承認申請書(省令別記様式第6号)に、地位の承継の事実を証する書類(以下「証明書類」という。)及びその写しを添えて、町長に届け出るものとする。

(地位の承継の承認通知)

第9条 町長は、前条により地位の承継を承認したときは、省令で定める認定事業者の地位の承継の承認について(省令別記様式第7号)に証明書類を添えて、認定事業者に通知するものとする。

2 町長は、前条における地位承継承認申請者が法第42条第1項各号のいずれかに該当するときは、地位の承継の不承認をするものとし、地位承継不承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(専用賃貸住宅の目的外使用)

第10条 認定事業者は、認定計画に記載された専用賃貸住宅について法第50条第1項の規定により目的外使用の承認を受けようとする者は、目的外使用に係る承認申請書(省令別記様式第9号)を町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項により目的外使用を承認したときは、目的外使用に係る承認通知書(システム様式)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項における専用賃貸住宅の目的外使用の承認を受けようとする申請者が法第50条第1項に規定する要件を満たさない場合、専用賃貸住宅の目的外使用の不承認をするものとし、専用住宅の目的外使用不承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(帳簿の備付け)

第11条 認定事業者は、法第48条の規定により省令第29条第1項で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(報告)

第12条 町長は、法第54条の規定により認定住宅の管理の状況について報告を求めるときは、居住安定援助賃貸住宅事業の管理の状況に関する報告を求める通知書(様式第7号)により、認定事業者に通知するものとする。

2 認定事業者は、前項の求めに応じて報告するときは、居住安定援助賃貸住宅事業の管理の状況に関する報告書(様式第8号)に必要な書類を添付して、町長に報告しなければならない。

(認定事項の改善命令)

第13条 町長は、法第55条の規定により必要な措置を命ずるときは、居住安定援助賃貸住宅事業改善命令書(様式第9号)により、認定事業者に通知するものとする。

2 認定事業者は、前項の求めに応じて改善等が完了したときは、速やかに居住安定援助賃貸住宅事業改善完了報告書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第14条 認定事業者は、認定を受けた計画を廃止するときは、法第44条第3項の規定により省令で定める居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書(省令別記様式第5号)をあらかじめ町長に届け出るものとする。

(認定の抹消の通知)

第15条 町長は、前条の廃止の届出を受理したときは、居住安定援助賃貸住宅事業認定抹消通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(定期報告)

第16条 認定事業者は、法第49条の規定により認定計画に基

づく居住安定援助賃貸住宅事業の実施状況及び省令第30条第1項に定める事項を記載した居住安定賃貸援助賃貸住宅事業定期報告書（省令別記様式第8号）を認定計画ごとに作成し、毎年6月30日までに町長に報告しなければならない。

（計画の認定の取消し）

第17条 町長は、認定事業者が法第56条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは計画の認定を取り消さなければならない。また、法第56条第2項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは計画の認定を取り消すことができる。

2 町長は前項の規定により計画の認定を取り消したときは、居住安定援助計画の認定取消通知書（様式第12号）により、当該認定事業者であった者に通知する。

（雑則）

第18条 第2条から第10条に規定する申請及び通知（第4条、第5条、第6条、第9条第2項及び第10条第3項によるものは除く。）第14条に規定する届出及び第16条に規定する定期報告は、居住サポート住宅情報提供システムにより行うものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。